

三重県病院事業 中期経営計画
(平成 29 年度～平成 32 年度)

《中間案》

平成 28 年 12 月
三重県病院事業庁

目 次

第1章 総論

第1節	計画策定の背景等	
1	県立病院改革の経緯	1
2	医療政策の動向	1
3	県立病院の役割・機能	2
第2節	計画の基本的事項	
1	計画策定の趣旨・位置づけおよび計画期間	3
2	計画の進行管理	3
第3節	病院事業のミッションおよび県立病院の基本理念	4

第2章 各病院等の計画

第1節	こころの医療センター	
1	前中期経営計画期間（H25～28年度）における成果と残された課題	5
2	ビジョンおよび経営方針	6
3	地域医療構想をふまえた役割	7
4	地域包括ケアシステムの構築に向けた役割	7
5	医療機能等の充実に向けた主要な取組および数値目標	7
6	経営の効率化等に向けた主要な取組および数値目標	11
7	再編・ネットワーク化および経営形態の見直し	12
8	点検・評価・公表および住民の理解のための取組等	13
9	財務計画	13
第2節	一志病院	
1	前中期経営計画期間（H25～28年度）における成果と残された課題	14
第3節	志摩病院	
1	前中期経営計画期間（H25～28年度）における成果と残された課題	16
2	地域医療構想をふまえた役割	17
3	地域包括ケアシステムの構築に向けた役割	17
4	診療機能の回復・充実等に向けた取組および数値目標	18
5	再編・ネットワーク化	18
6	経営形態の見直し	19
7	点検・評価・公表および住民の理解のための取組等	19
8	財務計画	19
第4節	県立病院課	
1	前中期経営計画期間（H25～28年度）における成果と残された課題	20
2	各県立病院に対する支援および数値目標	20
3	財務計画	21

第1章 総論

第1節 計画策定の背景等

1 県立病院改革の経緯

本県の県立病院は、平成23年度まで、4病院（総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院）の一括での地方公営企業法全部適用による枠組みのもと、政策的医療等の提供に大きな役割を果たしてきましたが、医師・看護師不足など医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、果たすべき役割・機能を十分に発揮できなくなり、収支面においても非常に厳しい状況が続いてきました。また、4つの県立病院は、機能や規模、抱える課題、さらには立地する地域の医療環境がそれぞれ異なる状況にありました。

このようなことから、県では、病院の運営体制を再構築し今後も健全な経営を継続させることを前提に、各病院が県民の皆さんに良質で満足度の高い医療を安定的かつ継続的に提供することをめざして県立病院改革の検討を進めてきました。その結果、県は平成22年3月に、4病院一括での地方公営企業法全部適用による枠組みを外し、病院ごとに改革を進める「県立病院改革に関する基本方針」を策定しました。

県および病院事業庁では、この基本方針に基づき、平成24年4月に、総合医療センターについては地方独立行政法人に移行し、志摩病院については指定管理者制度を導入しました。

また、この基本方針では、こころの医療センターについては、「地方公営企業法の全部適用」を継続することが示され、一志病院については、「県立」病院としては廃止し、「ニーズに応えられる事業者」へ移譲することが示されています。その改革の工程としては、「『病院の姿』可能性詳細調査」の結果をふまえ、一志病院を直ちに民間移譲することは困難であることから、当分の間は県立県営での運営を行うこととされています。

なお、一志病院については、平成27年9月に設置された「三重県立一志病院のあり方に関する検討会」での議論を経て、平成28年2月に策定された「三重県立一志病院のあり方について～三重県立一志病院のあり方に関する検討会を踏まえて～」の中で、同院に求められる役割・機能が示され、現在、運営形態についての検討がなされているところです。

2 医療政策の動向

国においては、今後のさらなる高齢化の進展により、慢性疾患を中心とする医療ニーズが増大するなど、医療の内容が変化していく中で、引き続き全ての人々が安全で質の

高い医療が受けられるようにするためには、限られた医療資源を医療ニーズに合わせて効果的にかつ無駄なく活用できようにする必要があるとあり、団塊の世代が75歳以上になる平成37（2025）年に向けて、医療提供体制の再構築と地域包括ケアシステムの構築を図ることとされています。

具体的には、診療報酬の改定、補助金の活用、医療法の改正等により、

- ・急性期病床の位置づけを明確化し、医療資源の集中投入により機能強化を図るなど、医療機関の機能分化・強化と連携の推進
- ・医療機関相互および医療と介護の連携等による必要なサービスの確保と、一般病床における長期入院の適正化の推進
- ・在宅医療の拠点となる医療機関の役割を明確にするなど、在宅医療の充実等に取り組むこととされています。

こうした中、平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により、各都道府県において、平成37（2025）年の医療需要を見据えた、あるべき医療提供体制を実現するための「地域医療構想」が策定されることとなりました。

本県では、同構想において8つの区域を設定し、各区域に設置した地域医療構想調整会議の中で、医療機能の分化、連携等についての協議を行いながら、平成28年度中の策定に向けた検討が進められている状況です。

また、精神科医療にあっては、平成26年2月に「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（平成26年厚生労働省告示第231号）において、入院医療中心の精神医療から精神障がい者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向け、精神障がい者に対する保健・医療・福祉に携わるすべての関係者がめざすべき方向性が示され、精神病床の機能分化の推進、保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の確保、医療・福祉面における多職種連携等に取り組んでいくことが示されています。

3 県立病院の役割・機能

県立3病院（地方独立行政法人 三重県立総合医療センターを除く。）においては、国・県の医療政策の動向や県立病院を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、次のような役割・機能を果たす必要があると考えています。

- ・こころの医療センターでは、本県における精神科医療の中核病院として、精神科救急・急性期医療等の政策的医療や認知症治療、アルコール依存症治療、精神科早期介入等

の専門的医療を推進するとともに、訪問看護やデイケアといった地域生活支援の充実を図ること

- ・ 一志病院では、総合診療医（家庭医）を中心としたプライマリ・ケア（※）の実践やプライマリ・ケアにかかる地域人材の育成等に取り組むとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりを進めること

※患者の身近なところで、あらゆる健康上の問題や疾病に対し、総合的・継続的、全人的に対応する医療

- ・ 志摩病院では、指定管理者による運営のもと、志摩地域の中核病院として、地域医療、救急医療等の充実に取り組むこと

第2節 計画の基本的事項

1 計画の策定趣旨・位置づけおよび計画期間

本計画は、第1節において示した「計画策定の背景等」をふまえて、それぞれの県立病院が県民の皆さんの求める医療を着実に推進するとともに、健全な病院経営を行っていけるよう、さまざまな取組を計画的に実施していくために策定する中期的な計画であり、平成25(2013)年度から平成28(2016)年度までの中期経営計画に次ぐ、新たな中期経営計画として策定するものです。

また、本計画は、平成27年3月に総務省から、公立病院が安定した経営のもとで必要な医療を継続的に提供していくために、平成33(2021)年3月までを計画期間として策定を求められた「新公立病院改革プラン」としても位置づけることとしています。

なお、「新公立病院改革プラン」の中では、「地域医療構想」をふまえた役割を明確化することが必要とされており、本計画はそういった視点も含めた内容としています。

これらのことから、本計画は、平成29(2017)年4月1日から平成33(2021)年3月31日までの4年間を計画期間として推進します。

2 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、本計画の数値目標について、計画期間中の各年度の目標値を設定し、その進行管理について、病院事業庁が導入している業務マネジメントツールである「バランス・スコアカード(BSC)」により行います。

なお、本計画は、県立病院を取り巻く今後の環境変化等をふまえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

第3節 病院事業のミッションおよび県立病院の基本理念

病院事業庁においては、次の「病院事業のミッション」と「県立病院の基本理念」を掲げ、病院運営を行っていきます。

病院事業のミッション

県民の皆さんや地域に信頼され、かつ医療従事者にとって魅力のある病院づくりを進めながら、良質で満足度の高い医療サービスを実践し、県民の皆さんと共に、生涯にわたって健康な暮らしを続けられる医療環境の実現に貢献します。

県立病院の基本理念

1 県民の皆さんと地域の信頼を得る医療を追求します

県民の皆さんが地域で安心して暮らせるよう、病院や診療所のほか、保健・福祉等さまざまな関係機関との連携強化・役割分担を図りながら、県民の皆さんと地域の信頼を得る医療を追求します。

2 患者の皆さんの人権を尊重する医療を追求します

インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンを推進するとともに、個人情報等プライバシーの保護を徹底するなど、患者の皆さんの視点に立った、人権を尊重する医療を追求します。

3 常に時代や環境を先取りし必要となるサービスを実践します

職員一人ひとりが資質の向上を図るとともに、県民の皆さんや地域の医療ニーズを的確に把握しながら新たなサービスを創造するなど、常に時代や環境の変化を先取りし必要となるサービスを実践します。

第2章 各病院等の計画

第1節 こころの医療センター

1 前中期経営計画期間（H25～28年度）における成果と残された課題

こころの医療センターは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定される県立の精神科病院であり、県内の精神科医療における中核病院として、精神科救急・急性期医療等の政策的医療や認知症治療、アルコール依存症治療、精神科早期介入（早期発見・早期支援・早期治療）・早期予防等の専門的医療を提供するとともに、研修医や看護実習生等を積極的に受け入れるなど、県内の精神科医療人材の育成にも貢献してきました。

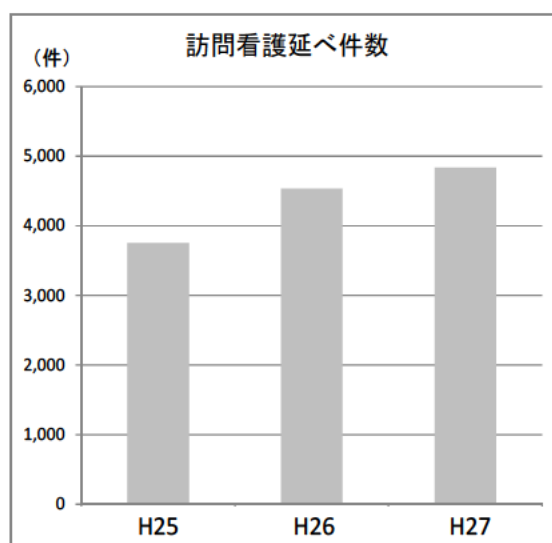
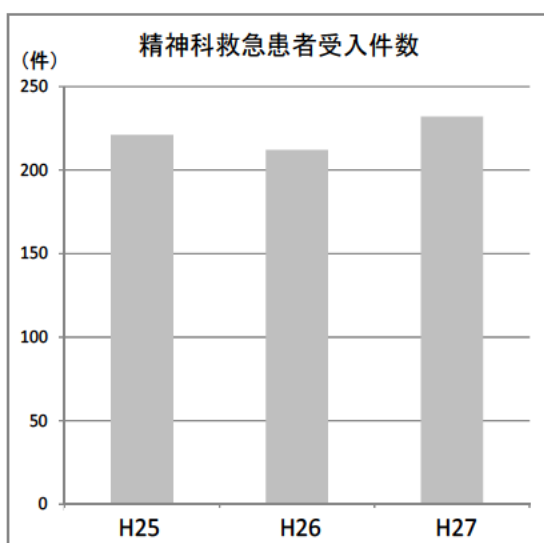
また、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という国の精神科医療における方向性の中で、入院診療については、急性期病棟への医師配置の充実や長期入院患者の退院支援・促進に向けた取組を進め、外来診療等については、外来棟やデイケア施設の拡充によるハード面の充実とともに、外来患者に対する地域生活支援を向上させるため、訪問看護体制の強化やデイケアにおけるプログラムの充実を図りました。

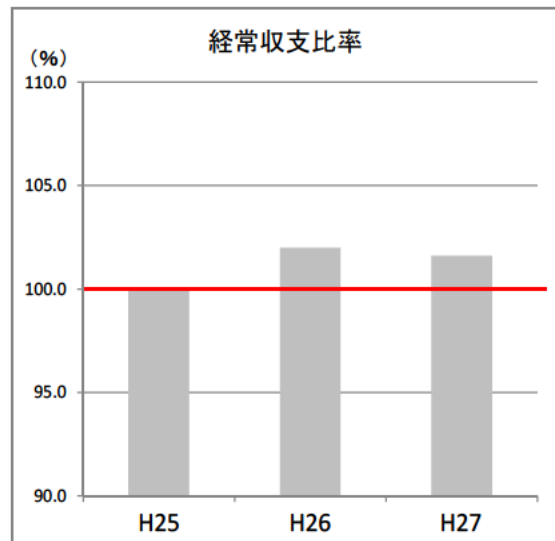
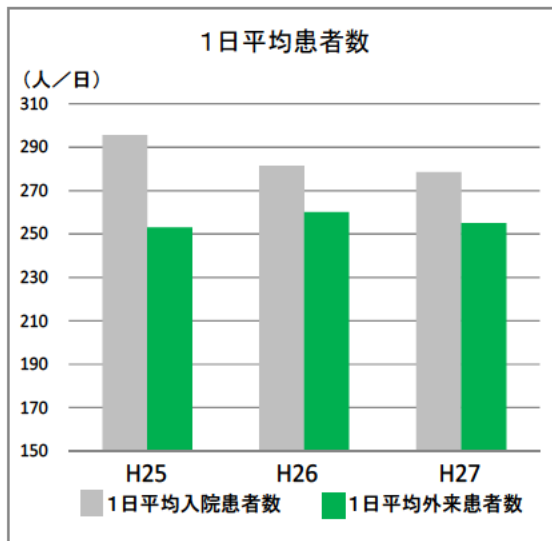
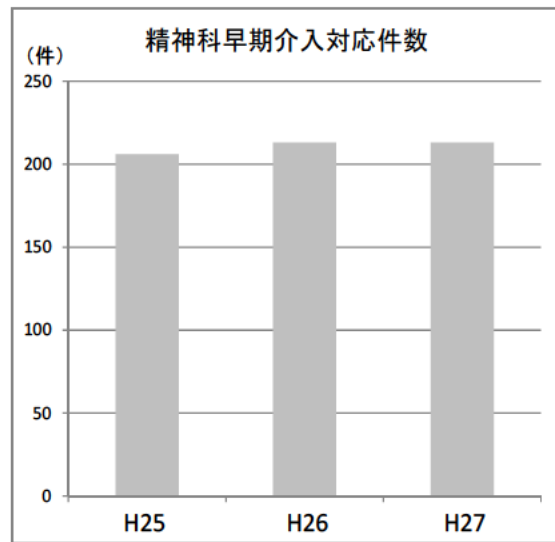
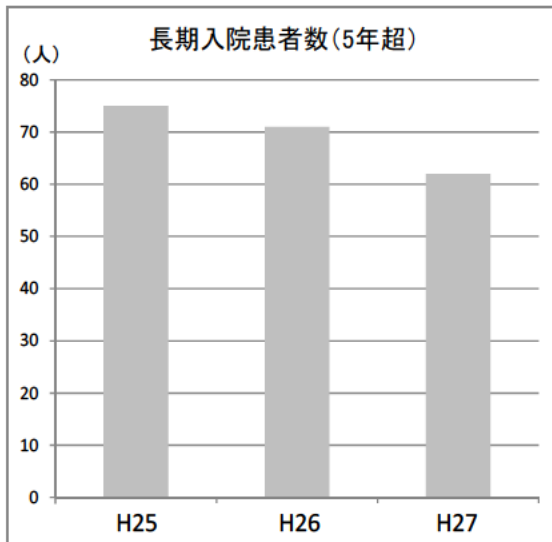
経営面においても、収益の確保や費用縮減の経営努力により、平成17（2005）年度から平成27（2015）年度までの11年連続で経常黒字を達成しています。

今後の病院運営にあたっては、こうした病院機能のさらなる充実を図る取組を進めつつ、より一層健全かつ安定的な病院運営を維持していくことが必要です。

このため、引き続き、県内の精神科医療における中核病院としての役割を担いながら、適切な入院診療機能の確保とともに、外来患者に対する地域生活支援の一層の充実など、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供を通じて収益増を図っていきます。

参考：主要な指標からみたこれまでの成果





2 ビジョンおよび経営方針

こころの医療センターにおいては、次の「ビジョン」と「経営方針」に基づき、同院に求められる役割・機能に応じた取組を実施していきます。

ビジョン

県民の皆さんのより良いこころの健康をめざし、精神科疾患があっても地域で安心して暮らせるよう、医療サービスを提供していきます。

経営方針

- ・精神科の医療倫理を遵守し、患者や家族の皆さんの視点に立った良質で満足度の高い医療サービスを提供しながら、健全な病院運営を進めます。
- ・政策的医療や専門的医療、災害医療の取組において、県内の精神科医療における中核病院としての役割を担い、県の精神科医療をリードします。

3 地域医療構想をふまえた役割

三重県地域医療構想（中間案）においては、今後、精神科医療と一般医療の連携について協議する場の設置を検討するとされています。このため、こうした協議の状況等を注視しながら、精神疾患の状態や特性に応じた病病連携・病診連携等を図っていきます。

また、同構想（中間案）では、認知症疾患対策について、「三重県認知症施策推進会議」において引き続き議論を進めていくとされています。このため、この会議の議論をふまえながら、県が指定する「認知症疾患医療センター」として、認知症の早期診断や認知症患者への適切な対応が図られるよう、他の医療機関や地域包括支援センター等と連携していきます。

4 地域包括ケアシステムの構築に向けた役割

精神疾患を有する方が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、在宅における医療サービスを確保するとともに、医療・介護・予防等にかかる地域の関係機関および多職種が連携し、一体となって対応していくことが必要です。

このため、多職種または複数の看護師による充実した訪問看護サービスや、多様で効果的なプログラムを用いたデイケアサービスを提供するとともに、保健所や市町、障害福祉サービス事業所など関係機関との連携を図っていくことにより、地域包括ケアシステムの構築に寄与していきます。

5 医療機能等の充実にに向けた主要な取組および数値目標

（1）精神科救急・急性期医療の推進

① 精神科救急・急性期医療

精神科疾患等を有する方が地域で生活していくためには、疾患の急性発症等に 24 時間 365 日対応できる体制の維持が不可欠です。

このため、「三重県精神科救急医療システム」の支援病院として、休日・時間外等の救急患者の受入れに対応するとともに、自傷・他害のおそれがある場合に実施する措置鑑定診察にかかる保健所からの要請に的確に対応していきます。

また、急性期の入院患者について、入院時から退院を視野に入れた多職種による支援を行いながら、適切な治療を進め、早期の退院を図っていきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
精神科救急患者受入件数（件）		

(2) 地域生活を支えるための支援

① デイケアサービス

外来患者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、患者の生活能力等が向上するよう支援を行っていく必要があります。

このため、多様で効果的なプログラムを用いたデイケアサービスを提供することにより、患者の日常生活や就労面での支援を行っていきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
デイケア・ショートケア延べ件数（件）		

② 訪問看護サービス

外来患者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、在宅での生活において、治療をしっかりと継続していく必要があります。

このため、患者の在宅療養が継続できるよう、外来診療に加え、訪問看護サービスを提供していきます。なお、訪問看護の推進においては、多職種や複数の看護師により実施するなど効果的な手法も取り入れて対応していきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
訪問看護延べ件数（件）		

③ 入院患者の退院支援

入院患者の入院期間の長期化を防止し、住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、退院に向けた適切な支援を速やかに行う必要があります。

このため、保健所や市町、障害福祉サービス事業所等の関係機関と十分に連携しながら、症状や生活環境等に応じた適切な退院支援を行っていきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
入院後1年未満の患者退院率（％）		

④ 関係機関等との連携

さまざまな精神疾患を有する患者の医療ニーズに対応し、地域での安心した生活につなげていくためには、他の医療機関や保健所、障害福祉サービス事業所、学校、企業等との連携が必要となり、そのためには、そうした関係機関との顔の見える関係づくりが不可欠です。

このため、関係機関と共に研修会を開催するなど、連携した取組を積極的に行い、顔の見える関係づくりを推進していきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
障害福祉サービス事業所等との連携取組件数（件）		

⑤ 精神疾患・障がいにかかる普及啓発

精神疾患の早期介入、早期予防の重要性が地域社会において十分に認識されるとともに、精神障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していくうえで周囲の正しい理解と協力を得るためには、積極的な普及啓発が必要となります。

このため、出前講座「こころしっとこセミナー」等による各種団体への講師派遣を通じて、心理的作用（ストレス）や精神疾患等に対する正しい理解を得るための普及啓発に取り組んでいきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
こころしっとこセミナー開催件数（件）		

（３）専門的医療の提供

① 認知症治療

認知症疾患を有する方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らしているよう、症状に応じた適時・適切な医療が必要です。

また、認知症治療においては、早期診断・早期対応が重要であることから、家族等からの相談にしっかりと対応し、速やかに鑑別診断を行う必要があります。

このため、専門外来（もの忘れ外来）と専門病棟（認知症治療病棟）による切れ目のない効果的な治療を提供するとともに、他の医療機関や介護サービス事業所など関係機関との連携を推進します。また、県が指定する「認知症疾患医療センター」として、家族等からの相談にきめ細かに対応しながら、積極的に普及啓発を進めていきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
認知症入院患者数（人／日）		

② アルコール依存症治療

アルコール依存症治療においては、依存状態を離脱させることに加え、再発させないための支援が重要となります。

こころの医療センターは、アルコール依存症治療病棟を有する県内唯一の医療機関として、専門性の高いプログラムを用いた入院治療を提供するとともに、アルコールデイケアサービスの提供や家族等を対象とした研修会の開催などを通じて、断酒の継続を支援していきます。また、依存症に関する相談や普及啓発にも努めていきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
アルコール依存症入院患者数（人／日）		

③ 精神科早期介入・早期予防

疾患の種別にかかわらず、早期介入・早期予防が重要とされている中で、精神疾患を有する若年層については、症状に気づいてから、専門の医療機関を受診するまでの期間が長い傾向にあるため、こうした状況を改善することが必要とされています。

このため、院内に設置した「ユース・メンタルサポートセンターMIE（YMSC-MIE）」において、若年層やその家族等からの相談に対応し、必要に応じて院内の若者支援専門外来（YAC）につなげるなど、切れ目のない対応を進めていきます。

また、若年層への支援にあたっては、保健所や学校など関係機関との連携を図りながら取り組んでいきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
精神科早期介入対応件数（件）		

（４）病院機能の一層の向上

① 研修医・看護実習生等の受入れ

本県における精神科医療の中核病院として、県内の精神科医療水準の向上に寄与するため、医師や看護師等を育成していく必要があります。

このため、院内の受入体制の充実を図りながら、多くの研修医や看護実習生等を受け入れていきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
研修医・看護実習生等受入延べ人数（人）		

② 職員の育成

こころの医療センターが、県内の精神科医療の中核病院として、政策的医療・専門的医療の提供や研修医・看護実習生等の受入れなどの役割を引き続き担っていくためには、職員の一層の能力向上を図っていく必要があります。

このため、精神保健指定医や認定看護師等の専門資格の取得を支援・促進するとともに、チーム医療や多職種連携のための幅広い知識の習得や技術の向上に資する研修機会の充実に努めていきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
人材育成研修回数（院内研修センター実施分）（回）		

③ 危機管理対策

患者や家族の皆さんの視点に立った医療を安全・安心に提供するためには、危機管理に対する職員の意識や対応能力を一層向上させていく必要があります。

このため、医療事故の防止や行動制限等の医療倫理にかかる研修、大規模地震等の自然災害を想定した訓練等を定期的開催することにより、医療事故等の未然防止や災害発生時の円滑な対応に備えていきます。

また、県内外で大規模災害が発生した場合には、被災地等の要請に基づき、精神科医師、看護師、精神保健福祉士等で構成する三重DPAT（災害派遣精神医療チーム）として職員を派遣し、被災地における精神科医療および精神保健活動を積極的に支援していきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
危機管理研修等参加率（％）		

④ 患者満足度の向上

県民の皆さんから、よりよい評価や信頼を得られる病院となるために、患者満足度の高い病院運営を行っていく必要があります。

このため、職員の接遇能力の向上や快適な院内環境づくりを進めながら良質な医療サービスを提供するとともに、患者アンケート等を通じて、患者の皆さんの意見等を把握・分析し、病院運営に活かしていくことにより、満足度の向上につなげていきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
患者満足度（％）		

6 経営の効率化等に向けた主要な取組および数値目標

(1) 経常収支比率・医業収支比率の向上

急性期の入院患者に対する手厚い医療の提供や訪問看護・デイケア等による地域生活支援の充実など多様な医療サービスの提供とともに、今後の診療報酬改定への的確な対応を通じて、収益増を図っていきます。また、診療材料等の適正な在庫管理を徹底するなど、費用の一層の縮減に取り組み、経常収支の黒字の維持をめざしていきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
経常収支比率（％）		
医業収支比率（％）		

(2) 患者数の確保に向けた取組

入院診療においては、急性期治療や静養入院など、患者の医療ニーズをふまえた適正な病床運用などにより、入院患者数の確保につなげていきます。

外来診療においては、認知症やアルコール依存症の専門外来など、充実した診療機能を維持しながら、病病連携・病診連携を進めていくとともに、訪問看護やデイケアによる地域生活支援の充実を図ることなどにより、外来患者数の確保につなげていきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
1日平均入院患者数（人/日）		
1日平均外来患者数（人/日）		

(3) 医師・看護師の確保

医師については、精神保健指定医の資格取得や研究・研修への支援など、医師のキャリア形成等の面から、勤務医にとって魅力のある病院づくりに取り組んでいきます。

看護師については、大学・専門学校等の養成機関への訪問や就職説明会の開催などを通じて、病院のPRを進めていくことにより確保に努めます。さらに、勤務する看護師にとって魅力のある病院となるよう、認定看護師の資格取得を促進するなど、キャリア形成を支援するとともに、育児・介護休暇が取得しやすい勤務環境を整えていきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
医師充足率（％）		
看護師充足率（％）		

(4) 一般会計の負担の考え方

こころの医療センターが実施する、救急医療や災害医療、認知症等の専門的医療、人材育成等の経費については、国が示す基準をふまえた本県の積算基準に基づき、一般会計から負担を受けることとします。

7 再編・ネットワーク化および経営形態の見直し

こころの医療センターは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で県に設置が義務づけられている精神科病院であり、さらに、県内の精神科医療の中核病院として、県の医療政策との整合を図りながら、精神科救急・急性期医療等の政策的医療や認知症

治療、アルコール依存症治療、精神科早期介入・早期予防等の専門的医療を提供するとともに、医師や看護師等の育成といった役割を担っています。

今後も引き続き、このような役割を担っていくために県立県営による運営を進めます。

8 点検・評価・公表および住民の理解のための取組等

本計画の着実な推進を図るため、本計画の数値目標について、計画期間中の各年度の目標値を設定し、「バランス・スコアカード（BSC）」で進行管理を行い、その取組成果等については、毎年、県議会に報告を行うとともに、県のホームページにおいて公表していきます。

また、住民の理解のための取組としては、広報誌やホームページ、出前講座等により院内の取組を周知するとともに、各種イベントの開催による病院と地域住民との交流の場づくりを行うなど、地域に開かれた病院運営に努めていきます。

9 財務計画

- (1) 収支計画（収益的収支）
- (2) 収支計画（資本的収支）
- (3) 一般会計からの繰入金の見通し

第2節 一志病院

1 前中期経営計画期間（H25～28年度）における成果と残された課題

一志病院は、総合診療医（家庭医）を中心としたプライマリ・ケアを実践するとともに、「三重県地域医療再生計画」に位置づけられた総合診療医の育成拠点として、研修医や医学生を受け入れ、県内の医師の人材育成にも貢献してきました。

また、一志病院の診療圏は、診療所等の医療資源が十分でない中で、高齢化が進展しているため、訪問診療等の在宅療養支援の充実や、地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護・予防等の多職種連携の促進に取り組んできました。

さらに、へき地診療所への代診医派遣などを行う「へき地医療拠点病院」として、県内の医療過疎地域に対する支援に取り組んできました。

経営面においても、収益の確保や費用削減の経営努力により、平成25（2013）年度から平成27（2015）年度までの3年連続で経常黒字を達成しています。

今後も、プライマリ・ケアを担う医師や看護師等の医療従事者を安定的に確保したうえで、こうした地域の医療ニーズ等への対応を継続させていく必要があります。

【参考】「三重県立一志病院のあり方について～三重県立一志病院のあり方に関する検討会を踏まえて～」に記載されている「一志病院のあるべき姿について（抜粋）」
（平成28年2月 三重県健康福祉部医療対策局策定）

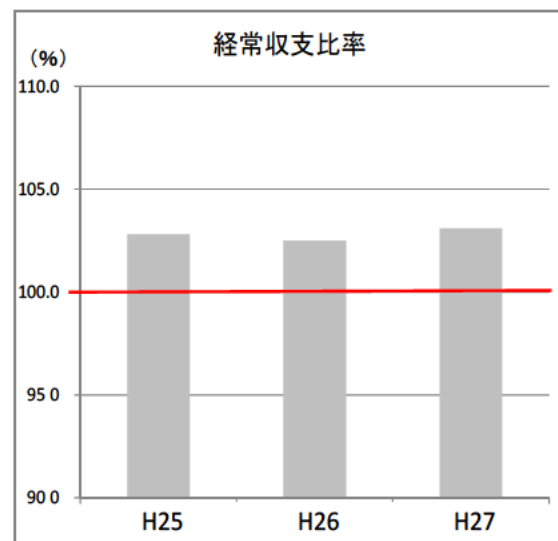
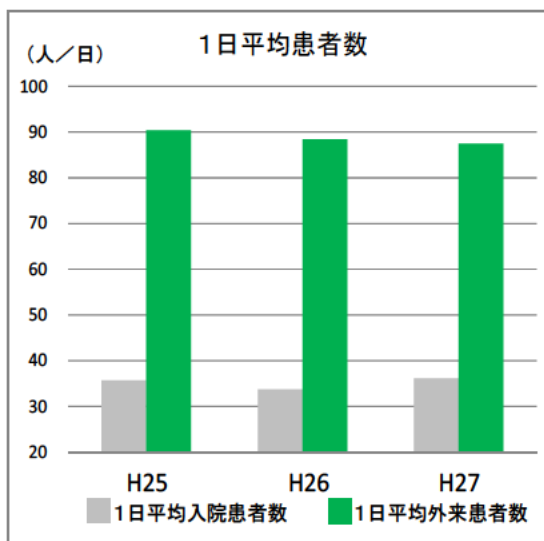
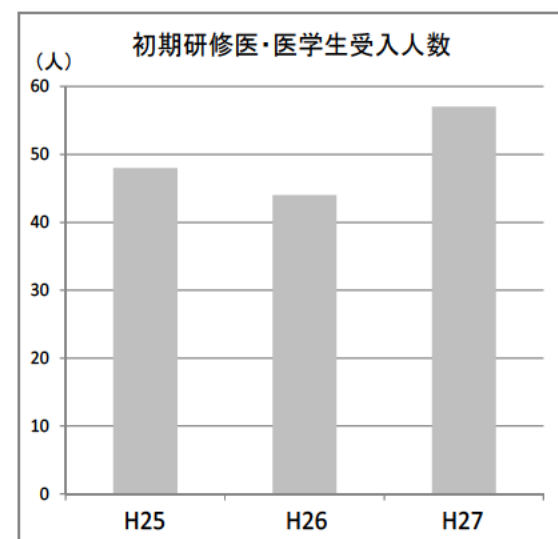
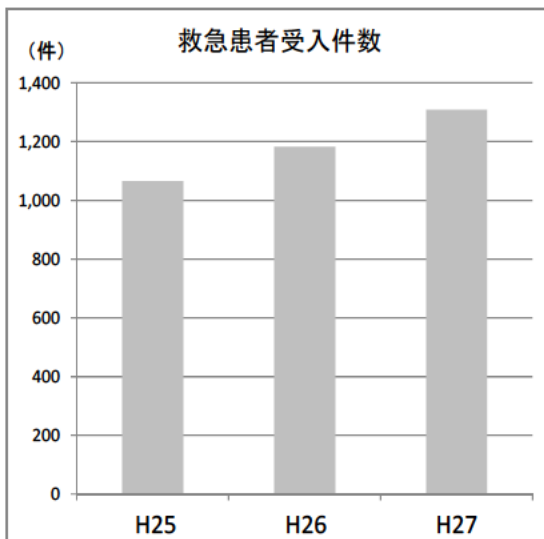
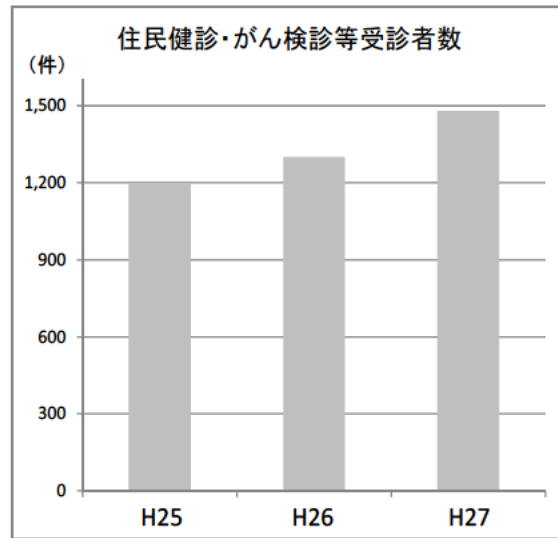
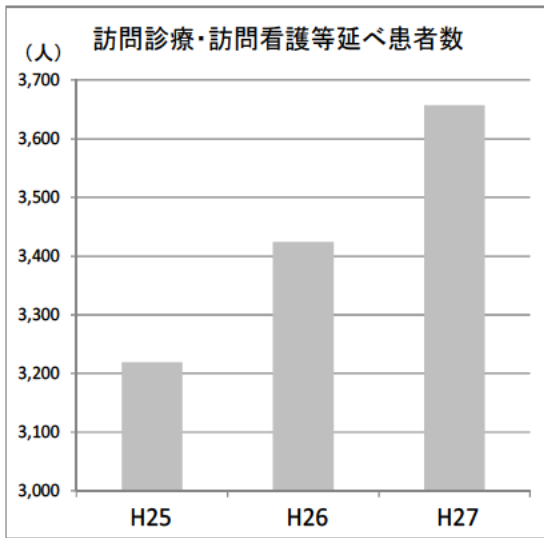
津市白山・美杉地域の今後の人口動態や医療制度をめぐる状況の変化も踏まえると一層の効率的な運用を図る必要はあるものの、当該地域にとっては、引き続き入院施設をもつ唯一の病院として一志病院が提供する医療が必要と言える。具体的には、次の取組が考えられる。

- ①白山・美杉地域の高齢化が急速に進むなかで、病院への通院が困難な患者が増加し、在宅療養支援の必要性が高まっていることから、訪問診療、訪問看護などに積極的に取り組む。
- ②地域包括ケアシステムの構築が求められているなか、保健・医療・福祉の多職種連携の取組を、医療機関の立場から積極的に進める。
- ③白山・美杉地域における一次救急医療に貢献する。

今後、三重県全体の人口が減少していくことが想定される中で、地域医療やへき地医療に必要な人材を全県的に確保していくためには、平成29年度から本格的に開始される新たな専門医制度を念頭に置きつつ、県として、自治医科大学卒業生の県内定着に加えて、三重大学と連携しながら、家庭医療（総合診療）を担う人材の育成に取り組むとともに、地域看護や訪問看護を実践できる看護師の育成を図ることが必要である。このため、このような人材育成にかかる教育・研究機関（プライマリ・ケアセンター（仮称））を同院に設置することを積極的に検討する。同センターでは、これまでの取組をさらに発展させて、次の機能を担うことが期待される。

- ①育成した家庭医（総合診療医）や看護師を県内の医療過疎地域へ積極的に派遣する。
- ②現在までに構築してきた教育や研究体制をさらに発展させ、プライマリ・ケアに関する教育や研究を担う。

参考：主要な指標からみたこれまでの成果



第3節 志摩病院

1 前中期経営計画期間（H25～28年度）における成果と残された課題

平成24年4月に指定管理者制度を導入した志摩病院については、県と指定管理者との間で締結している当病院の管理に関する基本協定等に基づき、指定管理者により、診療体制の段階的な回復を図りつつ、順調に病院運営を行い、志摩地域の中核病院として地域住民に良質で安心できる医療サービスを提供してきました。

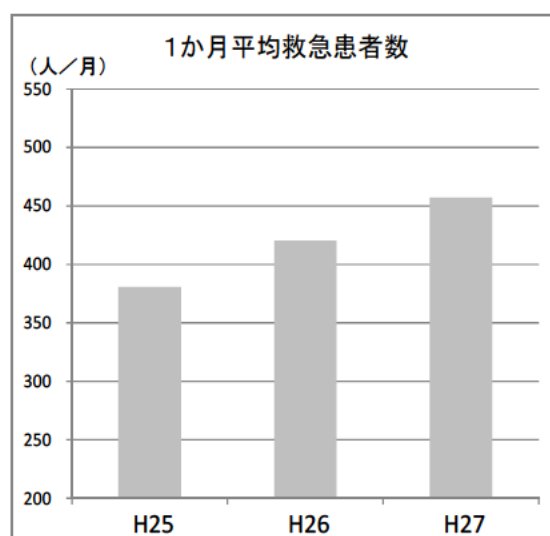
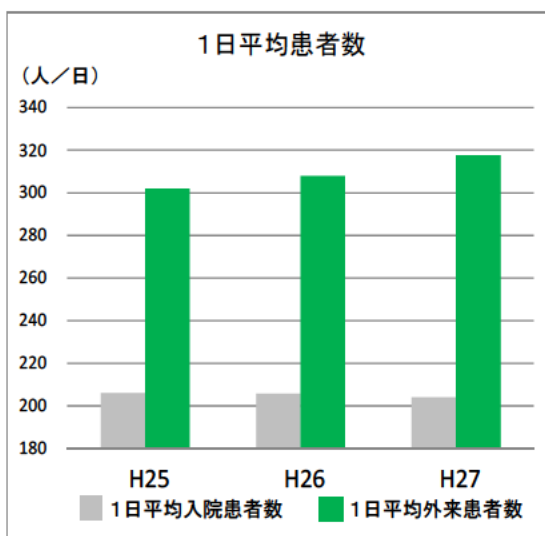
具体的には、常勤医師の配置については、内科および総合診療科の医師を中心に充実を図り、入院診療機能についても、指定管理開始時に休棟していた2つの病棟を再開し、一般病床の稼働病床数も段階的に増加させるとともに、地域に不足している回復期機能を確保する病棟として地域包括ケア病棟の運用を開始しました。さらに、内科系の救急医療体制についても、段階的に受入時間帯の拡充を図り、平成28年5月からは、24時間365日の受入れを開始しました。

また、経営面でも、診療体制の段階的な回復に伴う患者数の増加等により、収支改善が図られてきています。

一方で、産婦人科の常勤医師の確保や小児科の入院診療機能、外科系の救急医療体制の回復など、基本協定に定めた診療体制の中で残されている課題もあります。

こうしたことから、今後もさらなる診療体制の回復・充実を図りながら、志摩地域の医療ニーズに的確に対応していく必要があります。

参考：主要な指標からみたこれまでの成果



2 地域医療構想をふまえた役割

三重県地域医療構想（中間案）における伊勢志摩区域の平成 37（2025）年にめざすべき医療提供体制の方向性として、回復期機能を一層充実させることが必要としており、志摩病院にあっては、高度急性期機能を担っている伊勢赤十字病院等との連携を前提としつつ、地勢的に一定程度の急性期機能を担うことが求められているとともに、回復期機能または慢性期機能の充実を図ることも期待されています。

こうしたことをふまえ、志摩病院は、伊勢赤十字病院等との連携のもと、志摩地域の二次救急医療や災害医療等を担う急性期病院としての役割を引き続き担っていくとともに、新たに運用を開始している地域包括ケア病棟を安定的に運用するなど、急性期機能に加え、回復期機能も併せ持つ地域の中核病院としての役割を果たしていきます。

3 地域包括ケアシステムの構築に向けた役割

三重県地域医療構想（中間案）において、平成 37（2025）年に向けて、伊勢志摩地域では回復期機能の一層の充実とともに、今後増加していくことが見込まれている在宅医療等の医療需要に対して、地域包括ケアシステムとして医療・介護・予防等にかかる地域の関係機関および多職種が連携し、一体となって対応していくことが求められています。

こうした中で、現在、志摩病院は、志摩地域の地域包括ケアシステムの構築に向けて、入院医療と在宅医療の連携（病病・病診連携）や、医療・介護・予防等の関係機関の連携（多職種連携）を行うためのネットワークづくりを推進しています。

具体的には、地域の医師会との連携により、医師・看護師等の医療関係者やケアマネジャー等の介護関係者、行政、民生委員といった多職種の参加を得た交流会の開催による顔の見える関係づくりや、専門職を対象とした研修会の開催による人材育成等を推進しています。

また、地域住民や民生委員からの相談を受けて、適切な機関につないだり、診療所や学校等からの相談を受けたりするなど、地域の相談支援窓口の役割も果たしています。

さらに、在宅患者に安全・安心な療養生活を送っていただくため、病状の急変時において適切に志摩病院へ救急搬送ができるよう、事前に患者登録を行う志摩地域在宅病院連携制度を地域の医師会および広域消防組合と連携して構築しています。

今後も引き続き、地域の中核病院としての役割に加え、こうした地域包括ケアシステムを構築していくための取組の充実についても、積極的に進めていきます。

4 診療機能の回復・充実等に向けた取組および数値目標

(1) 診療機能の回復・充実

志摩地域の中核病院としての役割を引き続き担っていただけるよう、常勤医師や看護師等の充実、総合診療医と他の専門医の連携による幅広い疾患への対応、救急診療体制のさらなる拡充、他の急性期病院等との連携強化など、診療機能の回復・充実を図るとともに、一層の収支改善に取り組み、経営の健全化に努めます。

なお、こうした診療機能の回復・充実に向けた指定管理業務にかかる数値目標を次のとおり設定します。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
1日平均入院患者数 (人/日)		
1日平均外来患者数 (人/日)		
1か月平均救急患者数 (人/月)		
経常収支比率 (%)		
利用者満足度 (%)		

(2) 一般会計負担の考え方

救急医療、高度医療、災害拠点病院、精神病院運営、医師および看護師等の研究研修、人材育成等の経費について、国が示す基準をふまえた本県の積算基準に基づき、一般会計からの負担を受けることとし、それを政策的医療交付金として指定管理者に交付します。

また、指定管理者が管理業務を行うにあたって、効率的な運営を行ってもなお経常損失が生じた場合は、指定管理者と協議したうえで、必要な場合は一定の措置を講じることとします。

5 再編・ネットワーク化

伊勢志摩区域は、3市4町（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町）で構成されていますが、当該区域の道路事情等を考慮すると、志摩病院は志摩地域の中核病院として、二次救急医療や一定の高度医療、災害医療等の役割を担っていく必要があります。

一方で、志摩地域に立地する志摩市民病院や町立南伊勢病院、民間医療機関は、志摩病院との適切な役割分担のもとで、住民に最も身近な医療を担っています。

このため、志摩病院は、病院の再編やネットワーク化を行うのではなく、引き続き、こうした役割分担を前提に、地域内医療機関との一層の連携に努めながら、同病院の診療機能を高めていきます。

さらに、へき地医療拠点病院として、県内の医療過疎地域への医師派遣等の支援について中心的に対応する役割を引き続き担い、地域医療提供体制の確保にも貢献していきます。

6 経営形態の見直し

志摩病院については、医師不足等に伴って志摩地域の中核病院として求められる役割・機能を担うことが困難となり、大幅な収支の悪化も招く状況であったことから、平成 22 年 3 月に県が策定した「県立病院改革に関する基本方針」に基づき、平成 24 年 4 月から指定管理者制度を導入しているところです。

指定管理者制度導入後は、内科および総合診療科等の医師の増員に伴う外来診療の充実や稼働病床の増床、回復期機能を有する地域包括ケア病棟の運用、内科系救急患者の 24 時間 365 日の受入れなど、診療機能の段階的な回復・充実が進み、順調な病院運営が継続しており、制度の導入成果は年々高まってきています。

今後も、指定管理者制度の継続を前提に、志摩病院の運営を進めていきます。

7 点検・評価・公表および住民の理解のための取組等

県の指定管理者制度取扱要綱等に基づき、引き続き、毎年度、指定管理者から業務の実施状況の報告（数値目標の実績含む）とそれらの評価を徴したうえで、県が評価を行い、県議会において報告を行うとともに、県のホームページにおいて公表していきます。

住民の理解のための取組としては、志摩病院において、毎年度実施している患者アンケートを引き続き実施することなどにより、患者の皆さんの意見等を把握・分析し、病院運営に生かしていきます。

さらに、地域住民の皆さんを対象とした志摩病院の運営状況や今後の取組方針等を周知する説明会についても、引き続き開催（年 1 回）していきます。

8 財務計画

- (1) 収支計画（収益的収支）
- (2) 収支計画（資本的収支）
- (3) 一般会計からの繰入金の見通し

第4節 県立病院課

1 前中期経営計画期間（H25～28年度）における成果と残された課題

県直営のこころの医療センターおよび一志病院については、それぞれの病院に求められる役割・機能に応じたさまざまな取組を推進するとともに、2病院を合わせた経常収支の黒字を確保することができました。

また、志摩病院については、医師確保等の課題に対して指定管理者と共に取り組み、指定管理者により、診療体制の段階的な回復と経常収支の改善が図られました。

引き続き、それぞれの病院が求められる役割・機能を担っていけるよう、医師や看護師等の医療従事者を安定的に確保するとともに、経営面での強化を図るための支援を充実していく必要があります。

2 各県立病院に対する支援および数値目標

（1）経常収支等の向上に向けた支援

病院事業庁内の各種会議等を通じて、病院の運営状況を適切に把握・分析するとともに、国・県の医療政策の動向や病院運営にかかる先進的な取組、医療と密接に関連する保健・福祉に関する情報等を積極的に収集・提供するなど、それぞれの病院運営を支援していきます。

また、各病院における医療安全や未収金等にかかる対策について、病院と共に積極的に取り組んでいきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
経常収支比率（％）		
医業収支比率（％）		

※こころの医療センター、一志病院、県立病院課を合計した値

（2）医師・看護師の確保

医師の確保については、三重大学等への医師派遣要請を継続的に実施します。また、医師の研修予算の確保や図書を整備等、研修環境の充実を図るとともに、子育て支援制度の運用など、働きやすい職場づくりを推進することで、医師にとって魅力のある病院づくりに取り組んでいきます。

看護師については、大学、専門学校等の養成機関への積極的な訪問や就職説明会への参加、さまざまな広報媒体の活用などによる県立病院のPRに努めるとともに、修学資金の貸付制度を運用することなどにより、新たな職員の確保に取り組めます。また、看護師にとって魅力ある病院づくりのため、専門看護師、認定看護師、その他学会認定資格等の資格取得にかかる支援や子育て支援制度の運用、院内保育所の運営、時間外勤務を縮減する取組等を推進していきます。

(3) 職員の専門性の向上

医療従事者が専門的な知識や技術を継続的に習得・向上し、良質な医療を提供していけるよう、各種研修への参加や資格取得のための支援について、積極的に実施していきます。また、事務職員についても、経理、企画、医事、労務管理等、経営の健全化や安全化を図るための能力向上に資する研修等への積極的な参加を支援・促進していきます。

(4) 患者満足度の向上

他病院・他業種における患者または顧客の満足度向上に関する取組事例等について、情報収集し、病院現場に提供することなどにより、病院独自の取組につながっていくよう支援を進めていきます。

目標項目	H28 見込み	H32 目標値
患者満足度 (%)		

※こころの医療センター、一志病院を合計した値

(5) 職員満足度の向上

良質で満足度の高い医療サービスを提供するためには、職員が働きがいをもって、いきいきと仕事に取り組むことが大切です。

このことから、仕事と生活のバランスを取るため、各職場においてもライフを含めた対話を進めるとともに、子育て支援等のための各種制度の利用を促進するなど、ワーク・ライフ・マネジメントによる働きやすい職場環境づくりに取り組んでいきます。

(6) 志摩病院の指定管理者に対する指導・監督等

志摩病院の運営に関する具体的な事項を協議するため、病院事業庁と指定管理者の代表者等で構成する「志摩病院管理運営協議会」において、取組方針等の確認や課題調整などを行うとともに、指定管理者から毎月提出される業務報告の聴き取り等を通じて運営状況を常に把握し、診療体制のさらなる回復および経営改善が着実に図られるよう、適切な連携および指導・監督を行っていきます。

3 財務計画

- (1) 収支計画（収益的収支）
- (2) 収支計画（資本的収支）
- (3) 一般会計からの繰入金の見通し